

名古屋都市計画地区計画の変更計画書

(金 城 ふ 頭 地 区 計 画)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の変更（名古屋市決定）

都市計画金城ふ頭地区計画を次のように変更する。

名 称		金城ふ頭地区計画
位 置		名古屋市港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の各一部
面 積		約 57.3 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市の南端に位置し、名古屋港の商港機能の中枢を担う金城ふ頭にある。名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線（あおなみ線）金城ふ頭駅が地区内にあり、伊勢湾岸自動車道名港中央インターチェンジに隣接する交通利便性の高い地区である。 本地区を含む金城ふ頭は、名古屋市都市計画マスタープランにおいても重点地域の1つとして位置づけており、モノづくり文化・技術の継承と発展を目指し、世界の技術・情報や人々が交流する賑やかな拠点を創出することを掲げる「モノづくり文化交流拠点構想」の実現を図るとしている。 本地区において、周辺の港湾物流機能と調整を図りながら、広域からも来訪者が訪れるような賑わいと魅力のある新しい名古屋の名所づくりを目指す。
	土地利用の方針	地区を交流拠点地区と駐車場地区に区分し、「モノづくり」をテーマとしたアミューズメント施設や、ウォーターフロントの立地を活かした商業施設など、国際交流拠点の形成に資する施設の誘導を図るとともに、港湾物流機能との調整のため、駐車施設の集約化を図る。
	建築物等の整備の方針	1 土地利用の方針に基づき、合理的な土地利用を図るため、用途の制限を行う。 2 周辺の土地利用及び都市基盤と調和した土地利用を図るため、容積率の最高限度を定める。 3 港らしい良好な景観を形成するため、形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 4 緑豊かな環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	1 賑わいと魅力のある地区とするため、街区内の通り抜けなど地区内の回遊性向上に資する敷地内通路の確保に努める。 2 大規模災害時に来訪者が一時的に避難できる空間の確保に努める。 3 区域内の敷地面積の10分の2を目標として、区域内の緑化に努める。

地区整備計画	地区の区分		交流拠点地区	集約駐車場地区		
	区分の名称		約53.5ha	約3.8ha		
	区分の面積					
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限			次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により指定された分区については、この限りでない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業、第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 自動車車庫 2 専ら防災のために設ける備蓄倉庫 3 上記の建築物に附属するもの
		建築物の容積率の最高限度			10分の40 ただし、ホテル若しくは旅館の用途以外の用途に供する建築物又はホテル若しくは旅館の用途以外の用途に供する部分を含む建築物の当該ホテル若しくは旅館の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合の最高限度は、10分の20とする。	—
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物等の形態又は意匠は、港の景観に配慮したものとする。				

	建築物の緑化率の最低限度	10分の1.5 ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項第2号に該当する建築物については10分の1とする。
	垣又はさくの構造の制限	垣やさくは、周辺に対する圧迫感や閉塞感を与えないよう配慮する。

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、建築物等の用途の制限を変更するものである。